道路法第24条の規定により、道路工事施行承認を申請します。

記

施工目的												
施工場所	住所	調布市			町		丁目		番地	ŗ		
旭工物別	路線名	市道		号線								
		工事種別						施工数	量等			
		L型側溝	匚事	□ 切り下げ □()		m						
工事内容		歩道工	事	□ 切り下げ□()		m						
		防護柵工	事	□ 撤去□()		m						
		舗装復旧		車道		m	×		m	=		m²
		間衣後旧		歩道		m	×		m	=		m²
		その他	ī									
工事期	間	施行承認日 から 令和				年		月		日	まで	
添付書	類	位置図	位置図, 現況写真, 平面図等									
備考												

- 工事範囲に基準点等がないか必ず確認してご提出ください。
- 基準点等がある場合は、別途「調布市基準点等管理等要領」による手続きが必要です。 官民境界は必ず確認のうえ、ご申請ください。

	年	月	目			本申請に	ついて, 評	す可してよ	ろしいか。		調	都道自発第	号
係	係長	課長補佐	課長	Б		基準点	安全施設	保全担当係長	開発担当	街路樹		公印	7
				E									
					!!							·	_
工事担当	工事担当係長											管理番号	-

承認条件

- 1 この承認書は、申請者又は施工者が必ず携帯すること。
- 2 市の指示に従わない場合は、工期内といえども本承認を取り消すものとし、市は工作物の 移設または撤去を命ずることができる。
- 3 工事により道路その他付属物に損傷を与えたときは、自費により速やかに原状に 回復すること。
- 4 工事に起因する事故等が生じたときは、申請者が一切の責任を負い、対応すること。
- 5 道路の復旧については、必要に応じ、道路管理者立会いのうえ範囲を確定し申請者(施工者)において、復旧工事を行うこと。
- 6 工事の施行に際して道路を使用する時は、所轄警察署長の許可を受けその指示に従う こと。
- 7 工事しゅん工後は、速やかに完了届を提出すること。 その際、撮影した工事写真(工事前・中・後)を添付(提出)すること。
- 8 工事に当たっては、境界標(境界石、びょう、木くい)に十分注意し、工事でやむを 得ず移動若しくは撤去する場合は、事前に届け出て道路管理者の指示に従うこと。
- 9 L形側溝やガードパイプ等の基礎などコンクリート構造物については、東京都土木工事標準仕様書に基づき、打設後の養生を適正に行うこと。
- 10 道路管理者は、「工事内容」に明記のない工事がなされた場合、工事前への復旧 又は当該復旧に準じた措置を命ずることができる。
- 11 特段の取決めがない限り、完了届の提出日から起算して30日を検査期間とし、是正指示があった場合を除き、検査期間終了日から起算して1年の間、瑕疵担保責任を負うこと。 なお、施工不良があった場合のみ、市はその旨連絡を行う。
- 12 自費工事による道路及びその付属物等は、完了検査合格後に市に帰属するものとする。 なお、検査不合格(完了届未提出)の間は申請者が一切の責任を負い、管理等を行うこと。

13

自費工事施行承認書

	調都道目	自発第	号
令和	年	月	В

印

住所

氏名

様

調布市長

令和 年 月 日付けで申請のあった自費工事の施行については,道路法第24条の規定による承認をします。

施工目的											
施工場所	住所	調布市		町		丁目		番地			
旭工物门	路線名	市道	号線								
		工事種別					施工数	量等			
工事内容		L型側溝工	上事 □ 切り下げ □ ()		m						
		歩道工事	事 口 切り下げ ロ()		m						
		防護柵工	事 □ 撤去 □ ()		m						
		舗装復旧	車道		m	×		m	=		m²
		明衣饭品	歩道		m	×		m	=		m²
		その他									
工事期	間	施行承		年		月		日	まで		
添付書	類 位置図,現況写真,平面図等				造図						
備考											·

管理番号	

承認条件

- 1 この承認書は、申請者又は施工者が必ず携帯すること。
- 2 市の指示に従わない場合は、工期内といえども本承認を取り消すものとし、市は工作物の 移設または撤去を命ずることができる。
- 3 工事により道路その他付属物に損傷を与えたときは、自費により速やかに原状に 回復すること。
- 4 工事に起因する事故等が生じたときは、申請者が一切の責任を負い、対応すること。
- 5 道路の復旧については、必要に応じ、道路管理者立会いのうえ範囲を確定し申請者(施工者)において、復旧工事を行うこと。
- 6 工事の施行に際して道路を使用する時は、所轄警察署長の許可を受けその指示に従う こと。
- 7 工事しゅん工後は、速やかに完了届を提出すること。 その際、撮影した工事写真(工事前・中・後)を添付(提出)すること。
- 8 工事に当たっては、境界標(境界石、びょう、木くい)に十分注意し、工事でやむを 得ず移動若しくは撤去する場合は、事前に届け出て道路管理者の指示に従うこと。
- 9 L形側溝やガードパイプ等の基礎などコンクリート構造物については、東京都土木工事標準仕様書に基づき、打設後の養生を適正に行うこと。
- 10 道路管理者は、「工事内容」に明記のない工事がなされた場合、工事前への復旧 又は当該復旧に準じた措置を命ずることができる。
- 11 特段の取決めがない限り、完了届の提出日から起算して30日を検査期間とし、是正指示があった場合を除き、検査期間終了日から起算して1年の間、瑕疵担保責任を負うこと。 なお、施工不良があった場合のみ、市はその旨連絡を行う。
- 12 自費工事による道路及びその付属物等は、完了検査合格後に市に帰属するものとする。 なお、検査不合格(完了届未提出)の間は申請者が一切の責任を負い、管理等を行うこと。

13

	年	月	目		このことに	こついて、	報告します	•		
係	係長	課長補佐	課長		工事担当	工事担当係長	安全施設	保全担当係長	開発	街路樹
				E						

令和 年 月 日

調布市長様

申請者 住所

氏名

施工業者 住所

氏名

完了届

下記の工事が完了しましたので、検査願います。

なお、瑕疵期間内の対応については、法令及び事前協議内容を遵守のうえ、誠意をもって 対応いたします。

承認番号			調都	道自多	発第			号					
管理番号													
完了日	令	和		年		月		日					
工事場所	調布市				ļ	町		丁目		番地			
添付書類	案内図,	しゅん	工図 (平	西図), 工事	写真	(工事	前からこ	に事中,し	ゅん工ま	での流れ	がわかる	もの)
市連絡先	都市整備部道路管理課 維持管理係 占用担当												
	042-4	181-	7725	(直通	<u>i</u>)								

※ 原則として、自費工事の検査結果については連絡しておりません。完了届の提出日から起算して30日以内に市から連絡がない場合は、検査合格とご判断ください。

管理番号	

《舗装構造図 車道舗装(アスファルト・コンクリート) 1》

図1 高級舗装(70)

仮復旧 本復旧 50 再生密粒 密粒 50 再生粗粒 150 再生ア RM - 40ス処理 RM-40 150 150 RC-40 RC-40

図2 高級舗装(65)

	仮復旧	本復旧	
50	再生密粒	再生密粒	50
		再生粗粒	100
400	RM-40	再生ア ス処理	100
	TCIVI 40	RM-40	200
200	RC-40	RC-40	200
			<u></u>

図3 高級舗装(55)

	仮復旧	本復旧	
50	再生密粒	再生密粒	50
		再生粗粒	50
		再生アス処理	50
300	RM-40	RM-40	200
200	RC-40	RC-40	200

・築造時期、箇所により舗装構造が異なる 為, 掘削時の現状どおりの復旧とする。構 造図と現況に相違があった場合は必ず連 絡すること。

・仮復旧については、道路管理者と工事内 容等の確認・協議を行った上で決定するこ

●乳材対応

・路盤(RM)上にはプライムコート, 基層上 (粗粒・アス処理)にはタックコートを使用し、 透水性の歩道舗装には乳材の使用を不可 **少する。**

●路盤対応

・路盤の敷均しに当たり、材料の分離に注 意し下層路盤については1層の仕上がり厚 さが20cmを超えないように、上層路盤につ いては1層の仕上がり厚さが15cmを超えな **いように均一に敷均すこと。**

	仮復旧	本復旧	
50	再生密粒	再生密粒	50
		再生粗粒	50
200	RM-40	RM-40	150
150	RC-40	RC-40	150

図5 簡易舗装(40)

	仮復旧	本復旧	
50	再生密粒	再生密粒	50
150	RM-40	RM-40	150
200	RC-40	RC-40	200

図6-1 コンクリート舗装(40)

仮復旧	本復旧	
再生密粒		
	コンクリート 212B	200
RM-40	RM-40	200
	再生密粒	再生密粒 コンクリート 212B

図6-2 コンクリート舗装(50)

コンクリート212B	150
RM-40	150
RC-40	200

《舗装構造図 2》歩道舗装(アスファルト・コンクリート)

図7-1 歩道舗装(19)

(透水性, 歩行者・自転車用)

仮復旧		本復旧	
40	再生密粒	開粒2号	40
100	RC-30	RC-30	100
50	遮断層用砂	遮断層用砂	50

[・]プライムコートは設けない

■歩道一般部(透水性舗装) ■歩道乗入部(非透水性舗装)

図7-2 歩道舗装(35) (A~C型)

	仮復旧	本復旧	
50	再生密粒	細粒	50
300		RM-40	300
※ 切下げ延長3.03m~5.45mまで			

図7-3 歩道舗装(50) (D型)

	仮復旧	本復旧	
50	再生密粒	細粒	50
		再生粗粒	100
450	RM-40	RM-40	350
	※ 切下	げ延長	

5.45m超~7.27mまで

項目種別	切下げ延長
型	3.03m
B型	4.24m
C型	5.45m
D型	7.27m
E型	7.27m超 別途協議
※ 扣下げる	正長7 97‰た恝うた

切下げ延長7.27mを超えた 場合は別途協議とする。

■歩道乗入部(コンクリート舗装)

図8-1 歩道舗装(30) (A~C型)

仮復旧 本復旧 50 再生密粒 コンクリート212B 150 RM-40 RM-40 150 ※ 切下げ延長

3.03m~5.45mまで

図8-2歩道舗装(40) (D型)

仮復旧 本復旧 50 再生密粒 コンクリート212日 200 350 RM-40 RM-40 200 ※ 切下げ延長

5.45m超~7.27mまで

項目種別	切下げ延長
A型	3.03m
B型	4.24m
C型	5.45m
D型	7.27m
E型	7.27m超 別途協議

切下げ延長7.27mを超えた 場合は別途協議とする。

《舗装構造図 3》歩道舗装(インターロッキング)

インターロッキングブロック 図9-1 歩道舗装(23) (透水性, 歩行者・自転車用)



■歩道一般部(非透水性舗装)

インターロッキングブロック 図9-3 歩道舗装(18) (透水性, 歩行者・自転車用)

60 普通インターロッキングブロック 20 敷砂 100 RC-30

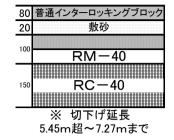
■歩道一般部(透水性舗装) ■歩道乗入部(非透水性舗装)

インターロッキングブロック 図9-4 歩道舗装(30) (A~C型)



項目種別	切下げ延長
A型	3.03m
B型	4.24m
C型	5.45m
D型	7.27m
E型	7.27m超 別途協議

インターロッキングブロック 図9-5 歩道舗装(35) (D型)



※ 切下げ延長7.27mを超えた口場合は別途協議とする。

- ※ この図に無い特殊な構造もありますのでご注意ください。
- ※ 築造時期, 箇所により舗装構造が異なる場合があるため, 掘削時の現状復旧の場合がある。